

令和 8 年度 瀬 戸 内 市 立 牛 窓 北 小 学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針

令和 8 年 4 月 改 定

いじめに関する現状と課題

・本校では、言葉の取り違いや互いの考えや思いを十分に理解できていないことなどが原因で、相手を強く非難したり陰口を言ったりするトラブルが起きている現状がある。また、SNS等における陰口や仲間外れといった問題もある。今後、これらのことが深刻ないじめに発展しないよう、児童がいじめを自分事として捉え、『しない・させない・放置しない』集団づくりを推進し、相手を尊重し、自他の違いを認め合う心の育成することが必要である。また、児童がいじめ問題に向き合い、主体的に改善しようとする意欲と解決に導く力を育成するためにも、教職員が研修を積み、指導力向上に努めていきたい。

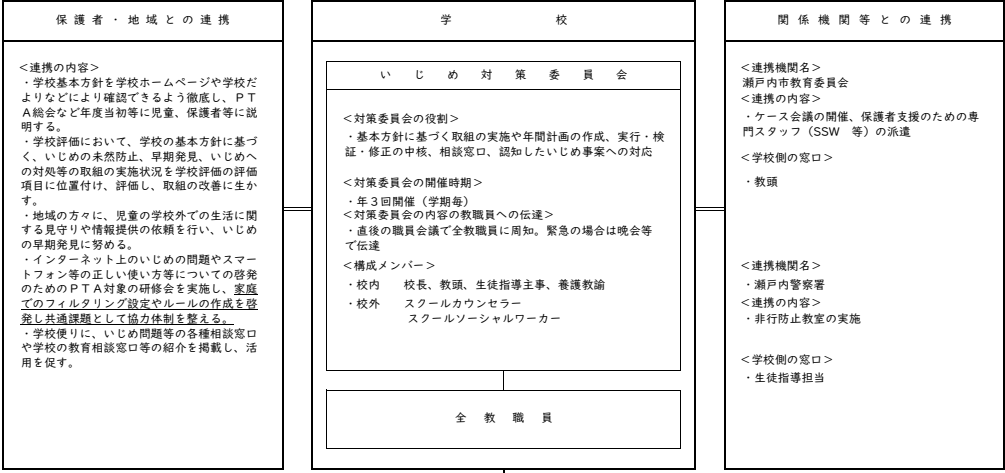
いじめ問題への対策の基本的な考え方

1. いじめの禁止と自分事化（発達支持・未然防止）  
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、全ての児童がいじめを行わず、いじめを放置しない集団づくりを推進する。児童の主体性を尊重し、対話を通じて「言葉の取り違い」や「SNSでのトラブル」を自分事として捉え、自ら解決できる「自己指導能力」を育む。

2. 教育相談の基盤化と早期発見（早期発見・対応）  
tomolinks「こころの日記」や月例アンケートを教育相談の基盤として活用する。学級担任の主観だけでなく全教職員の視点や客観的なデータを共有し、ネット上の予兆も含めた小さな変化を組織的に察知する。情報を特定の教員が抱え込まず、直ちに共有し、組織として即日対応する体制を徹底する。

3. チーム学校による組織的対応（困難課題対応）  
いじめの認知後は、被害児童の安全確保と心のケアを最優先する。いじめた児童に対しては、事実に基づく毅然とした指導を行うとともに、背景にある要因をSCやSSW等の専門職と連携して分析し、個別の指導・支援計画に基づいた継続的な伴走支援を行う。

4. 家庭・地域との連携（基盤整備）  
SNSの利用状況を含め、学校・家庭・地域が情報を共有し、社会総がかりで児童を見守る。いじめの重大事態に対しては、法及び基本方針に基づき、速やかに関係機関と連携して対応する。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員のいじめ防止基本方針の正しい認識を固めるとともに、教職員の指導力向上のため、いじめの防止や仲間づくり等、いじめを起さない環境づくりについて研修を行う。(全校での取組)</li> <li>・児童会を中心に児童自ら作成した「ほかちゃん憲法」を全校で継続的に守らせ、人権意識を高める。</li> <li>・「あったかハート」の取組を年間を通して行うことにより、互いのよさを認め合う温かな人間関係の基盤づくりとする。</li> <li>・いじめについて考える週間において児童が自ら学級のルールを考え、トラブルを対話で解決する「自己指導能力」を育む学級活動を推進する。(居場所づくり)</li> <li>・学級内での役割分担を工夫したり、学級活動を充実させたりして学級への所属感を高める。</li> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。(情報モラル教育)</li> <li>・SNSやネット上でコミュニケーション特有の「言葉の取り違い」や「匿名性」のリスクを理解し、相手を尊重するリテラシー教育を定期的に実施する。メディアと適切につきあえる能力を身に付けるための情報モラルに関する指導を、低学年段階から着実に実施する。(各学年において必ず1時間実施)</li> </ul>
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・tomolinks「こころの日記」で毎朝の心の状態入力を習慣化し、教職員の目による「小さなサイン」の察知を徹底する。</li> <li>・月例の生活アンケートに加え、休み時間や給食時の観察、さらにデジタル上の情報を組み合わせた「多角的なアセスメント」を実施する。</li> <li>・担任以外の教職員や、外部の電話相談窓口、SNS相談等の情報を児童に繰り返し提供し、SOSを出しやすい環境を整える。(相談体制の確立)</li> <li>・全ての教職員が児童の小さな変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでも訴えたり相談できる体制を整える。</li> <li>・SCやSSWを含め、教職員が連携した組織的な対応ができるような体制を常に整えておく。(情報共有)</li> <li>・晩急に生徒指導の項目を設け、児童の気になる変化や問題行動を報告し、教職員がいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。</li> <li>・ススキ校務に生徒指導について入力し、教職員間でいつでも情報が共有できるようにするとともに、記録に残す。(家庭への啓発)</li> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、学校基本方針を学校ホームページや学校便り、PTA総会や年度初めの学級懇話などにより周知の徹底を図り、保護者の責務や家庭におけるいじめへの対応に関する協力と啓発を行う。</li> </ul>
③	いじめへの対応	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめの疑いが確認されたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、情報共有を行い、背景にある事情の調査を行ったうえでいじめに該当するか否かを判断する。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルツール (tomolinks) やアンケートによる予兆の早期察知を基盤として、全教職員で全児童を見守ることで、予兆を察知した際、担任一人で抱え込まず、直ちに<b>管理職・生徒指導主事に報告し、「いじめ対策委員会」や「振り返りの会」で方針を決定する。</b></li> <li>・<u>心理的背景や家庭環境の課題が予想される場合は、初期段階からSCやSSWの助言を受け、支援計画に反映させる。</u></li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保と心のケアを最優先とした組織的支援を行う。保護者には誠意をもって対応し、事実関係を正確に説明し、学校の指導方針を伝える。</li> </ul> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめたことされる児童に対して、事情を確認した上で、事実に基づく毅然とした指導と行動改善に向けた継続的な支援を教職員が連携して行う。いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。また、大人自身が手本となつて生き方を児童に示し、好ましい環境をつくり、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す。</li> </ul> <p>(支援の継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが解決したと見られても、継続して見守りを行い、必要な支援を行う。</li> </ul>